



今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第29回 シンポジウム「外国籍者の公務就任権を中心とした民族的少数者の人権—『国民』概念の再構築—」

憲法問題対策センター副委員長 衆原 周成 (33 期)

シンポジウム開催の趣旨

2012年11月28日に「外国籍者の公務就任権を中心とした民族的少数者の人権」をテーマにシンポジウムを行いました。

当会会員である殷勇基氏が、裁判所から調停委員・司法委員への就任を拒否されてきた事態を契機としたものでした。

今回のシンポジウムは、裁判所の頑なな対応の根拠と思われる2005年1月26日の在日外国人の管理職選考受験資格確認訴訟最高裁判決で示された「国民主権を根拠に、公権力行使等公務員を日本人に限る」とする考え方を取り上げたものです。

講演

はじめに東京大学の森政稔教授より「外国人の権利と民主主義の思想空間」と題して、講演していただきました。森教授は、「民主政は外国人の定住が当然視されていた都市国家空間から始まった。19世紀に国民国家空間ができて国民主権が成立するとともに、人はすべてどこかの国に所属しなければならなくなった。その結果、いずれの国にも所属できない外部が生まれ、様々の不条理が生じて来た。在日コリアン問題もその一例だ。しかし、外国人として長く住み続けることが恒常化するようになった現在、在日コリアンなど定住外国人も包摂した第3の空間を考えるべきだ。」とされました。そのご指摘は旧来の国民概念の再構築を提起する知的刺激に富んだものでした。

パネルディスカッション

続いて森教授、浦部法穂神戸大学名誉教授（ただし、ビデオによる参加）、前記訴訟の原告であった鄭香均氏、殷勇基氏の4氏によるパネルディスカッションを行いました。

まず、森教授の「国民国家の不条理」「1960年代の少数者の価値を尊重する時代から多数者支配に戻ってしまった」「不条理にどう立ち向かうべきか」との問題提起をふまえ、鄭香均氏と殷勇基氏に在日コリアンとして生きてきた立場からの発言をお願いしました。鄭氏の「新自由主義の下でのむき出しの弱肉強食の風潮は、そのまま朝鮮人への差別助長につながっている。私に対する最高裁判決はこのような風潮の中で出されたと思う」との指摘は重要だと思われました。

続いて浦部教授の「国民主権の『国民』は国籍保持者に限定する必要がない」「通説判例は、古い国民概念から抜け出せていない」「国民主権とは、政治に関心を持たざるを得ない人による政治を言う」「国民主権のアンチテーゼは君主主権であり、外国人の政治参加ではない」「在留外国人故に排除すべき職はない」「在留外国人弁護士を司法委員・調停委員から排除することは不当である」「判例通説の壁を乗り越えるためには在留外国人を仲間として受け入れる社会に変えていくことこそ重要だ」との明快な意見をふまえて、討論が続きました。

本シンポジウムの中心テーマの一つである司法委員・調停委員からの排除の問題については、殷弁護士が「1977年から1988年にかけて大阪弁護士会の台湾籍の張有忠弁護士が調停委員に任命されていた事実」等を引き合いに出しながら、その不当性を訴えました。

パネリストからは、多岐にわたる意見が出されましたが、紙面の関係で、鄭氏の東京都の露骨な外国人差別への怒りから提訴をしたとのお話、殷氏の在留外国人を差別する「想定の法理」「当然の法理」「当然の事理」「前記最高裁判決の国民主権の論理」への火を吹くような批判、森教授の「政治学者の立場からすると浦部先生の説がなぜ圧倒的少数説なのか不思議だ」との意見を紹介するに留めます。